

野木町公共施設等総合管理計画

平成29年3月
令和6年3月改定

栃木県 野木町

目次

第1章 背景と計画	1
1.1 計画	1
1.1.1 目的	1
1.1.2 目指す方策	1
1.1.3 計画期間	1
1.1.4 対象施設	2
1.2 背景	4
1.2.1 公共施設等の更新問題	4
1.3 計画の位置付け	5
1.3.1 インフラ長寿命化基本計画	5
1.3.2 計画の位置付け	5
第2章 本町の現状と課題	6
2.1 人口と財政	6
2.1.1 人口の展望	6
2.1.2 財政の状況	7
2.2 公共施設等の現状と課題	9
2.2.1 公共施設の現状	9
2.2.2 公共施設等の課題	12
第3章 公共施設等のマネジメント	18
3.1 基本方針	18
3.2 マネジメントの実施方針	19
第4章 分類別の基本方針	21
4.1 公共施設の基本方針	21
4.2 インフラの基本方針	22

第1章 背景と計画

1.1 計画

1.1.1 目的

本町では、これまで町民サービスの向上に資するため公共施設等の整備を進めてまいりました。しかしながら、近年においては、少子高齢化の進行による人口減少、それに伴う公共施設等の利用需要の変化が予想され、公共施設等の老朽化が顕著となる施設が増加していく状況下で、今後も施設の改修や更新を進めていく必要があります。

また、高齢化社会の進行に伴う社会保障費の増加、変化する社会情勢を踏まえた行政課題への対応など、公共施設の維持管理に充てられる財源は限られたものとなることが予想されます。

こうした状況において、公共施設の全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、「公共施設等の適正化」を導き、財政負担の軽減・平準化を進める「持続可能な財政管理」が求められています。

野木町公共施設等総合管理計画は、本町における公共施設等を取り巻く環境や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点をもって公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に策定しました。

1.1.2 目指す方策

本計画は、「公共施設等の安全・安心を確保するとともに、公共施設等によるサービスを最適かつ持続発展可能なものとする」を目的とし、次の3つの方策の実現を目指します。

①予防保全型の維持管理の推進

施設等に不具合が生じてから必要となる修繕等を行う「対処療法型の維持管理」の考え方から、計画的な点検・診断及び修繕等を行う「予防保全型の維持管理」への転換を推進することにより、公共施設等の長寿命化を図るとともに、将来にわたり安全・安心に利用できる状態を維持します。

②財政負担の軽減と平準化

町全体として総合的かつ計画的な対策を推進し、公共施設等の維持及び更新に要する費用の全体像を的確に把握するとともに、公共施設等の改修・更新等が集中する時期を適切に分散化することにより、財政負担の軽減と平準化を図ります。

③町民ニーズに応じた質と量の最適化

多様な市民ニーズに対応する公共施設等のあり方や機能の見直し等を推進するとともに、官民連携、公共建築物の再編計画や利活用及び広域的な連携等、従来の視点に捉われない取り組みを推進し、公共施設等の質と量を最適化します。

1.1.3 計画期間

総務省の「指針」では、計画期間を「少なくとも10年以上」としつつ、将来人口の見通しとして30年程度先を見据えて公共施設等総合管理計画を策定することが望ましいとしています。

そのため、総務省の「指針」に整合した長期的な視野を持ちながら、本町で投資的経費の財政負担が多くなる更新時期に備えるため、本計画の期間を令和5(2024)年度から令和34(2053)年度までの30年間とします。

なお、本町のまちづくりの動向や社会経済情勢等に大きな変化が生じた場合等、必要に応じて適宜見直しを行います。

1.1.4 対象施設

本計画の対象施設は、町が保有する公共施設等です。具体的には、令和4年度に整備した固定資産台帳を参考にしてしています。

(1) 公共施設

対象とする主要な公共施設は、次の表のとおり34施設です。

対象とする公共施設

基準日：令和5年3月31日

施設分類	施設名称	延床面積(m ²)
町民文化・社会教育系施設	野木町文化会館(エニスホール)	5,959.87
	町立図書館	1,811.00
	野木町公民館	2,091.32
	野木町郷土館	202.10
	野木町交流センター(野木ホフマン館)	522.52
スポーツ・レクリエーション系施設	野木町体育センター	1,933.48
	野木町武道館	293.00
	野木町弓道場	405.00
産業系施設	農産物加工施設	173.67
学校教育系施設	友沼小学校	3,736.00
	新橋小学校	7,627.00
	野木小学校	4,174.95
	南赤塚小学校	5,179.00
	佐川野小学校	3,239.23
	野木中学校	10,947.32
	野木第二中学校	9,142.03
	あすなろ教室	43.86
保健福祉系施設	保健センター	740.61
	野木町健康センター(ゆ〜らんど)	874.88
	老人福祉センター(ホープ館)	1,295.08
	新橋児童館	224.64
	あかつか児童センター	802.20
	南赤塚学童保育室	196.51
	佐川野学童保育室	106.82
	野木学童保育室	116.06

公営住宅等	町営住宅	498.36
その他施設	野木町総合サポートセンター(ひまわり館)	915.33
	ボランティア支援センター(きらり館)	117.21
	土地区画整理記念会館	414.03
	丸林中央公園管理棟(丸林西会館)	330.53
行政系施設	役場庁舎(本館)	2,729.75
	役場庁舎(新館)	1,457.41
	役場庁舎(別館)	298.52
消防系施設	小山市消防署野木分署	682.12

※車庫や倉庫など財政に影響が少ない小規模な建物等、本計画の主旨に合わない施設は除外

(2) インフラ

対象とするインフラは次のとおりとなります。

対象とするインフラ

中分類	小分類	施設名称等
都市基盤系施設	道路	町道等 924路線
	橋梁	29箇所

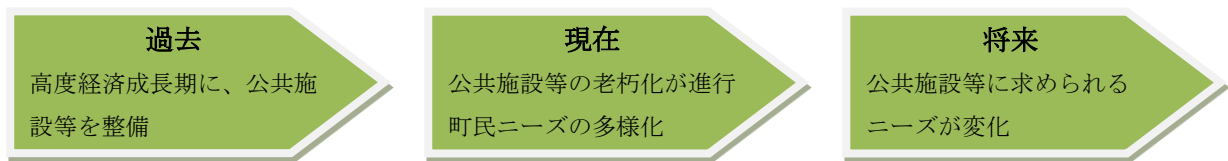
1.2 背景

1.2.1 公共施設等の更新問題

高度経済成長期に集中的に公共施設等（建物・道路・上下水道・橋梁等）を整備してきました。これらの公共施設等の耐用年数が終了し、これから一斉に更新時期を迎えることとなります。今後、多くの公共施設等が老朽化による維持経費の増大とともに更新費用も一斉に必要なことが予想されますが、厳しい財政状況のもと、さらには財政運営上の構造的なマイナス要因である少子高齢化や人口減少社会の進行を勘案すると、維持更新費用の削減策とともに財源の確保が課題となっています。

一方、社会経済情勢の変化に伴う公共施設等に対する需要の変化、さらにはライフスタイルの多様化への対応などの観点から、これまで公共施設等が担ってきた役割や提供してきたサービスの見直しなど、質と量の両面から公共施設等全体のあり方を見直すことも課題となっています。

これらの課題が、「公共施設等の更新問題」と言われています。



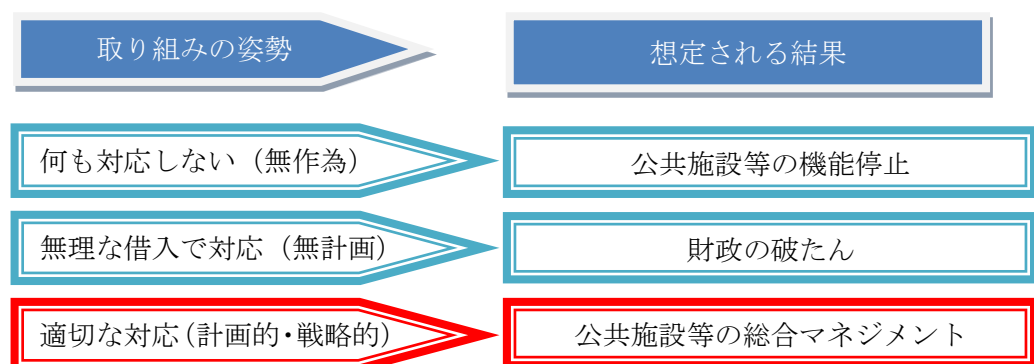
公共施設等の更新問題は、今後の取組に応じて、大きく3つ想定が考えられます。

第1の想定は、更新問題への対応を決断できないことにより、「公共施設等が機能停止」というものです。公共施設等の老朽化が進行する中で、何から手を付けていいか決断できずに結論を先送りした結果、公共施設等の機能低下が続き、場合によっては公共施設等の機能を失うというケースです。

第2の想定は、公共施設等の現状や需要動向などを考慮せず、また、財政状況を省みることなく、今ある公共施設等の全てを維持することにより、管理運営費用及び更新のために借り入れた地方債¹の返済負担が重しとなって「財政破たん」が起きるといったものです。公共施設等の老朽化を前に、漫然と事業を継続することのみを重視した結果、最終的に自治体の財政が破たんするというケースです。

第3のケースは、早期に決断・対応することにより、公共施設等が担う必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避するというものです。つまり、「公共施設等をマネジメントする」ことにより、公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営を両立するというケースです。

本町は、三番目のケース実現に取り組めます。



¹ 地方債：地方公共団体の資金調達のための借入で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの

1.3 計画の位置付け

1.3.1 インフラ長寿命化基本計画

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化する現状を受けて、国は「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成 25 (2013) 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

この計画は、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るための方向性を示すものであり、地方公共団体はこの計画に基づき行動計画を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとなりました。

1.3.2 計画の位置付け

国からの要請により、地方公共団体が策定することとなった行動計画が「公共施設等総合管理計画」です。厳しい財政状況の中で、今後、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を目指そうとするものです。

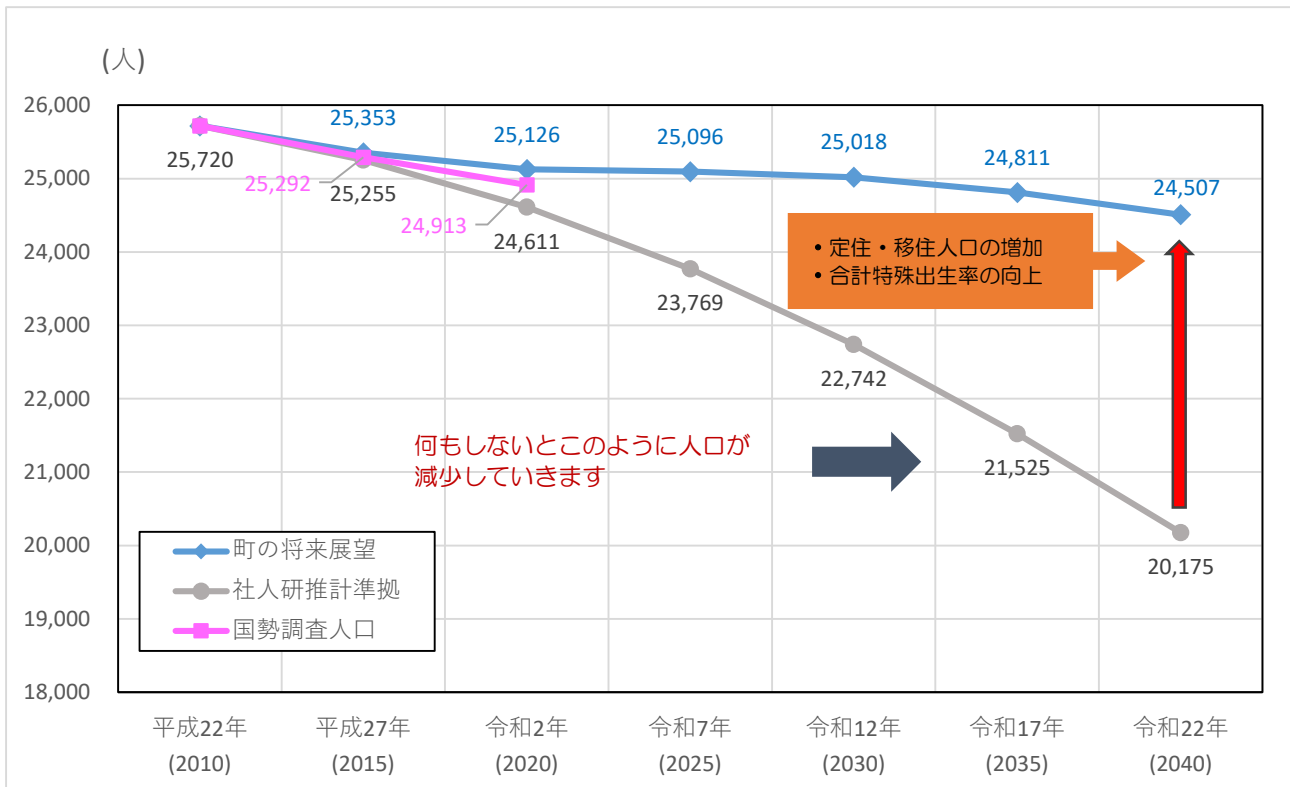
また、総務省が示した総合管理計画の見直し時期の到来から、総務省が令和 3 年 1 月に公表した「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき、総合管理計画を改訂し、改めて総務省の要請における公共施設等総合管理計画として位置付けます。

第2章 本町の現状と課題

2.1 人口と財政

2.1.1 人口の展望

野木町の人口は、平成22年(2010)10月に行われた国勢調査では25,720人でしたが、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計によると、令和22年(2040)には、20,175人まで減少するとされています。そこで野木町では、平成27年度に策定した「野木町人口ビジョン・総合戦略」において、魅力ある定住環境の整備を図ることで、定住・移住人口を増加させるとともに、出産・子育てに係る支援策の充実等を図ることで、24,000人の人口を維持することを目指しております。



■取り組むべき課題

- 産業を取り巻く環境の充実を図り、仕事を理由とした転出等に歯止めをかけ、転入者の増加を図る。
- まちなかの賑わい、公共交通の利便性の向上などにより、若い世代の定住人口の増加を図る。
- 結婚・出産・子育てしやすい環境を整備し、合計特殊出生率を可能な限り向上させる。
- 若い世代の結婚・出産・子育てに関するニーズを踏まえながら、様々な世代が一体となってこれらの環境を整える。

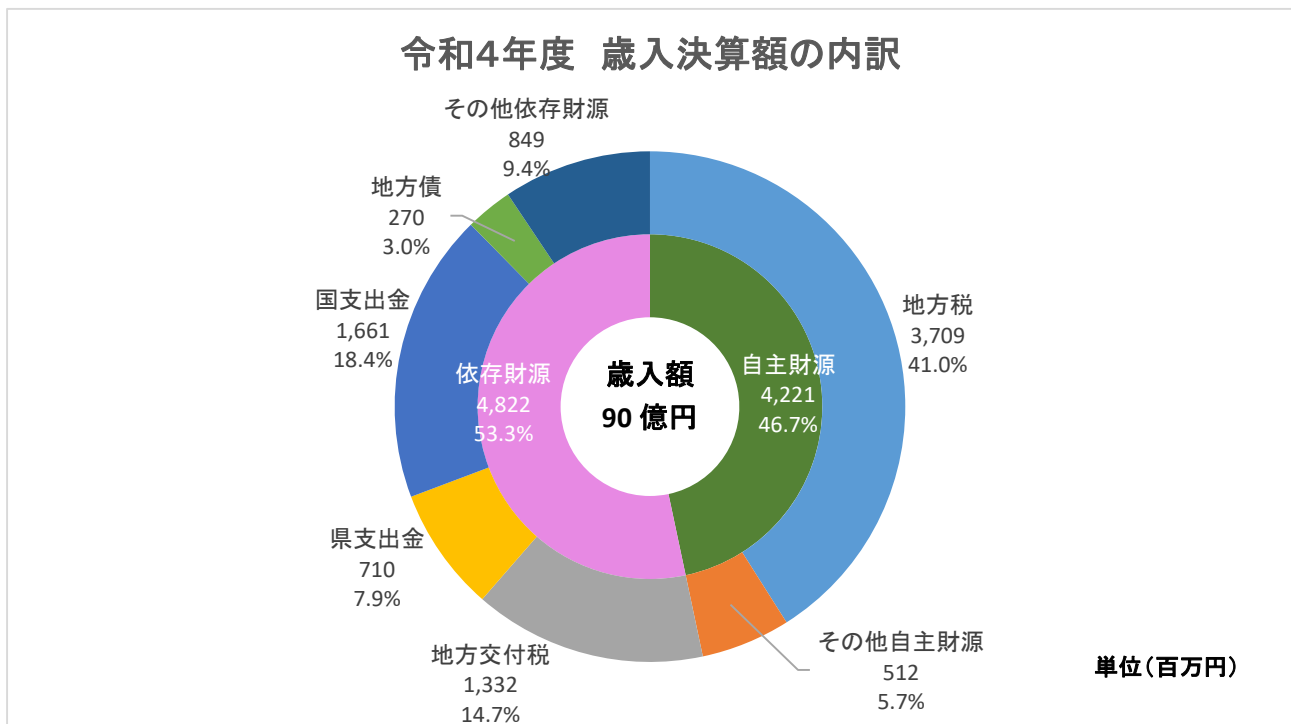
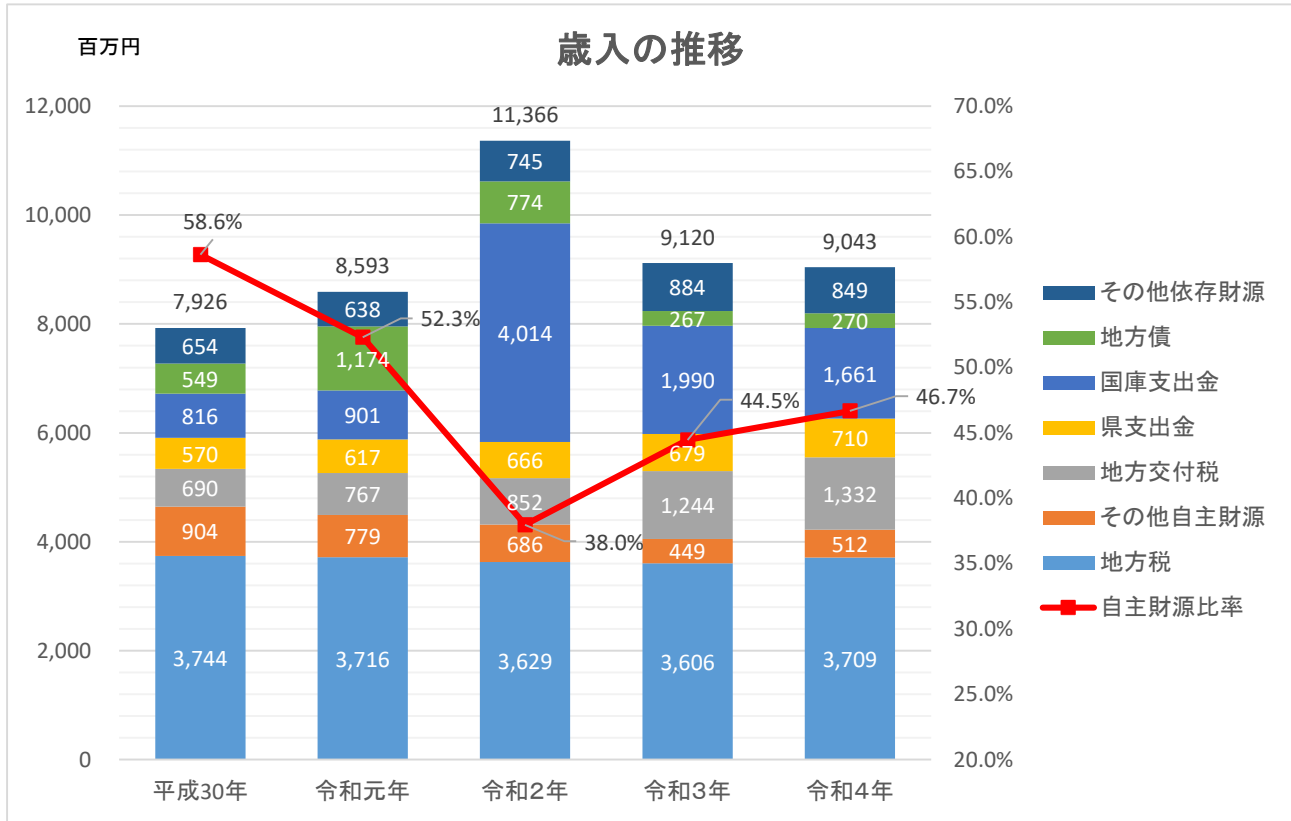
出典：野木町人口ビジョン・総合戦略

2.1.2 財政の状況

(1) 歳入決算額の推移

本町の歳入は、令和元年度までは自主財源比率50%代で推移していましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症に伴う給付金事業等により国庫支出金が増加し、自主財源比率を大きく引き下げるとともに、歳入総額は増加傾向にあります。

町税収入については、年度間において多少の増減はありますが、概ね横ばいとなっています。

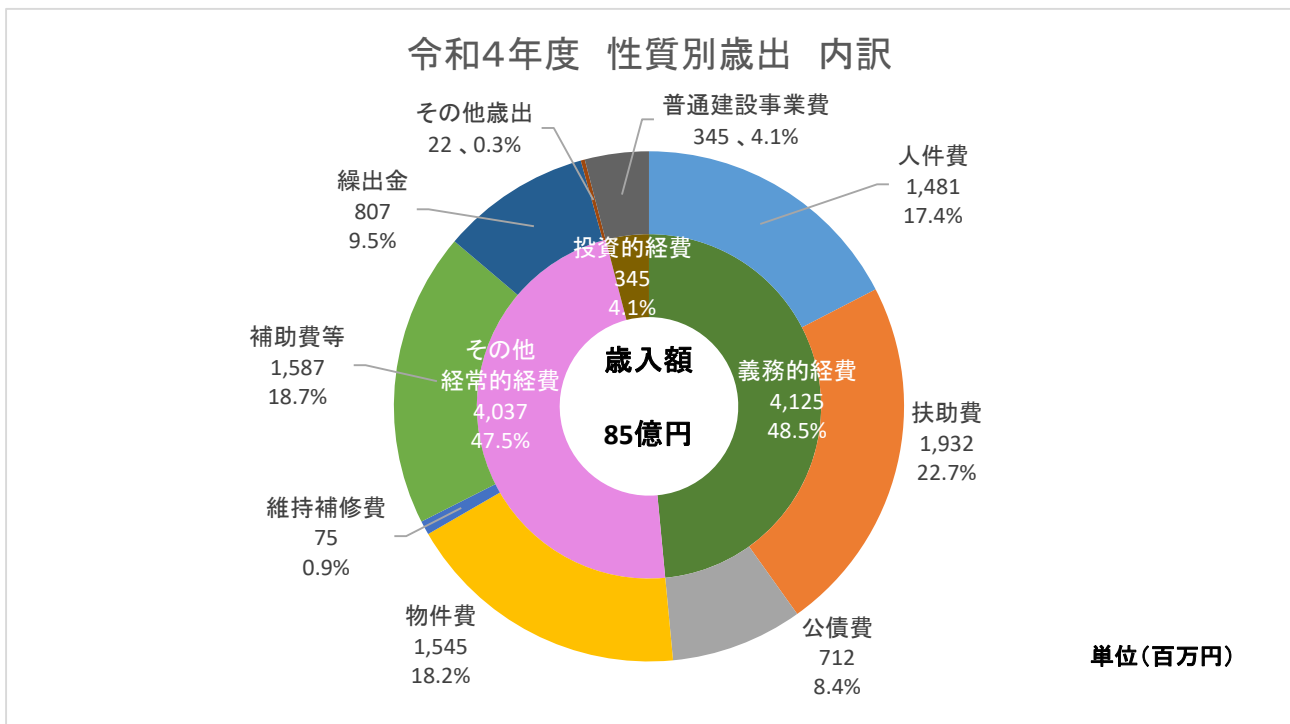
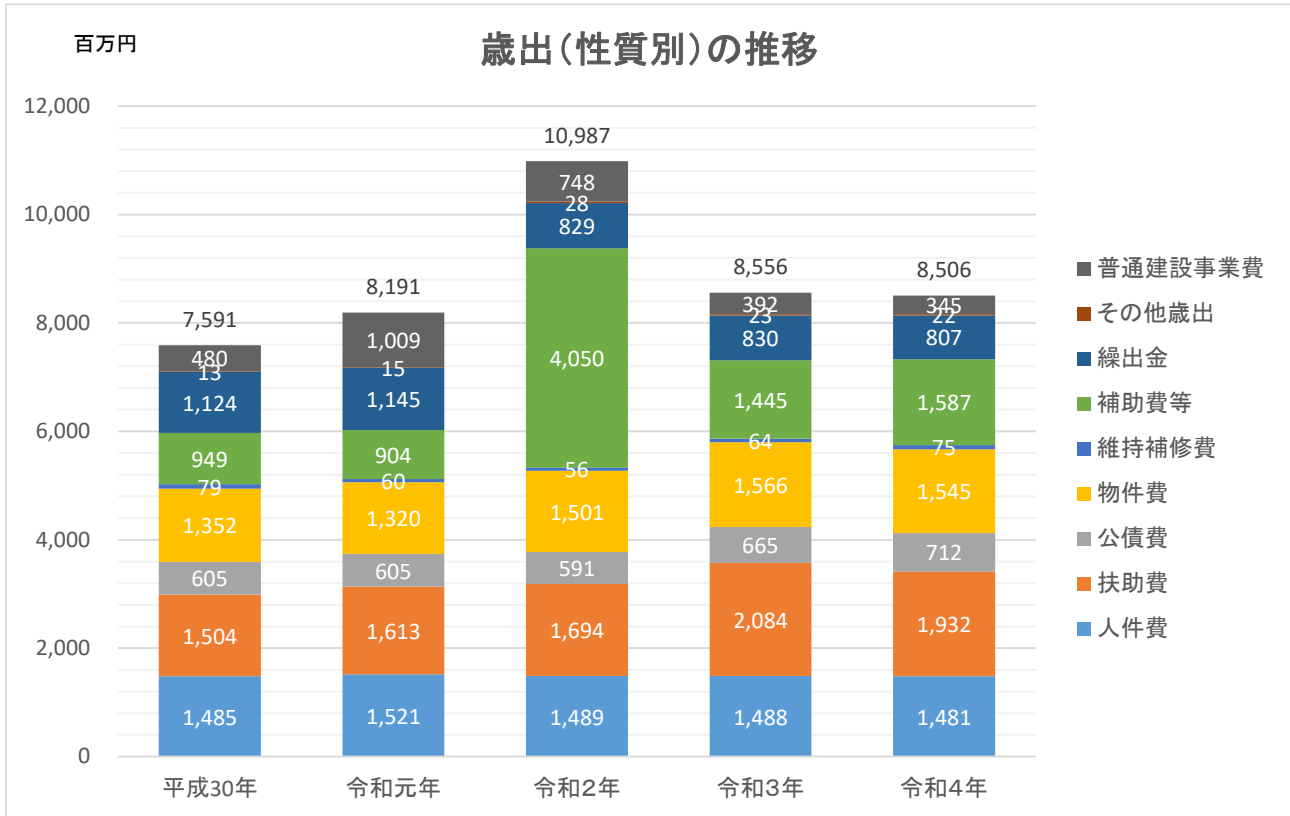


出典：総務省 HP 各年度決算カード及び令和4年度決算データより

(2) 歳出決算額の推移

本町の歳出は、令和2年度決算では新型コロナウイルス感染症に伴う定額給付金事業により、補助費が大幅に増加し歳出総額についても大きく増加しています。また、扶助費についても国施策の影響で多少の増減はありますが、社会保障関連経費については増加し続けている状況です。

今後は、引き続き扶助費の増加が見込まれるとともに、老朽化した公共施設の改修等による普通建設事業費の増加が見込まれています。



出典：総務省 HP 各年度決算カード及び令和4年度決算データより

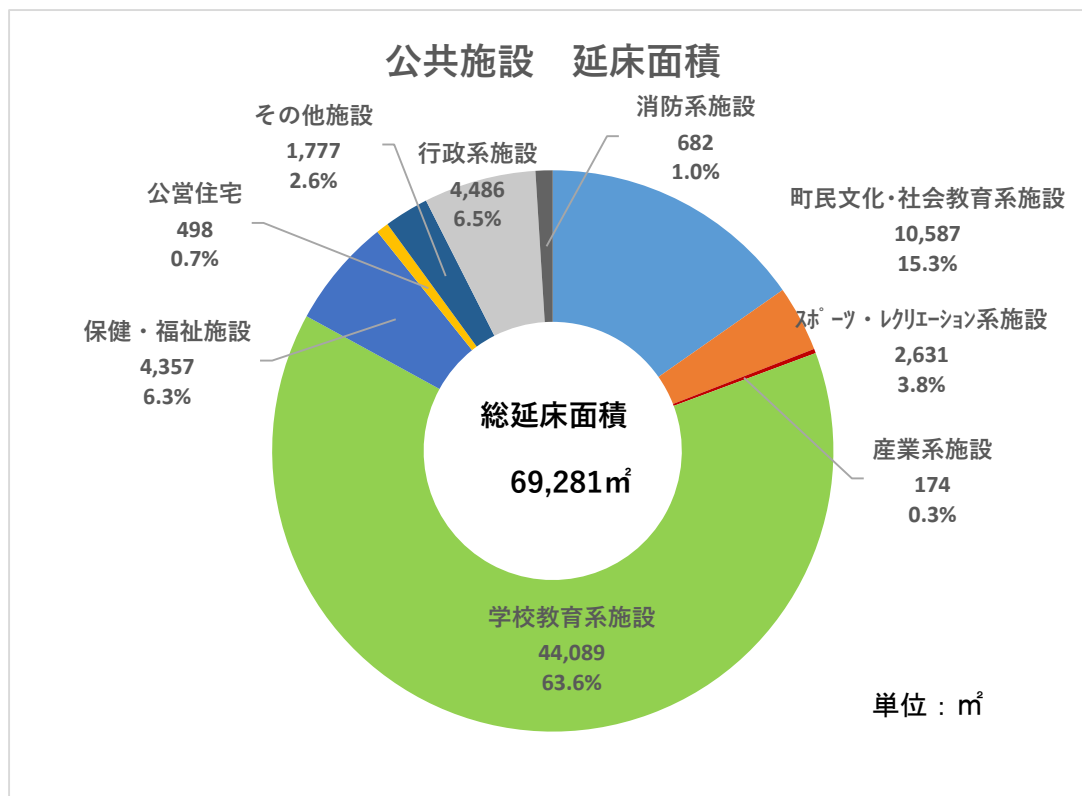
2.2 公共施設等の現状と課題

2.2.1 公共施設の現状

(1) 公共施設の総量

本町の公共施設の総延床面積は、69,281㎡で、用途別にみると、学校教育系施設（主に小中学校）が44,089㎡で最も多く約64%を占め、次いで町民文化・社会教育系施設が10,587㎡、約15%、行政系施設が4,486㎡、約7%の順となっています。

施設分類	延床面積（㎡）	割合
町民文化・社会教育系施設	10,587	15.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	2,631	3.8%
産業系施設	174	0.3%
学校教育系施設	44,089	63.6%
保健福祉系施設	4,357	6.3%
公営住宅	498	0.7%
その他施設	1,777	2.6%
行政系施設	4,486	6.5%
消防系施設	682	1.0%
延床面積	69,281	

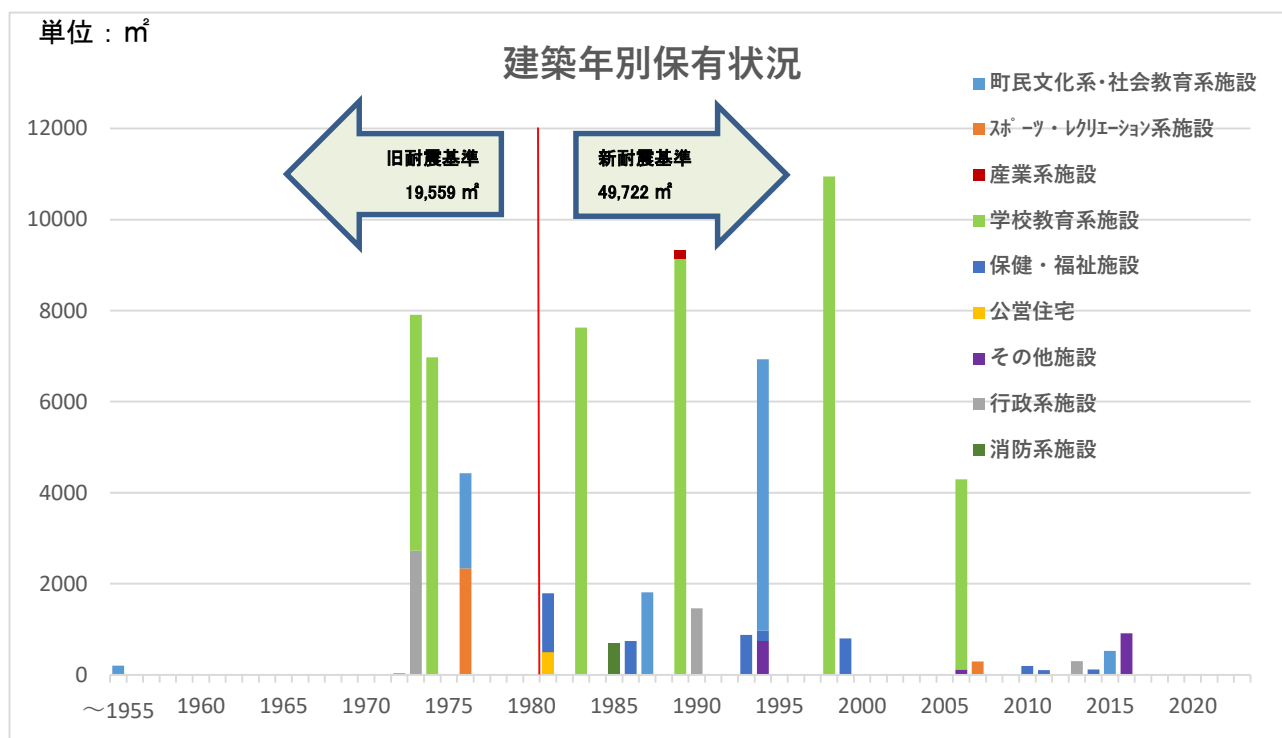


(2) 公共建築物の延床面積

現在使用している公共建築物の整備時期をみると、建築ラッシュは、昭和1973年前後に行政系施設や学校施設、1974年、1983年、1989年、1998年に学校施設の建設を行っています。

これらの公共建築物は、整備された年度が集中する整備ラッシュの時期がある場合、その経過年数が進行するにつれて、更新時期も集中するため、そこで多大な改修・更新等が必要となります。

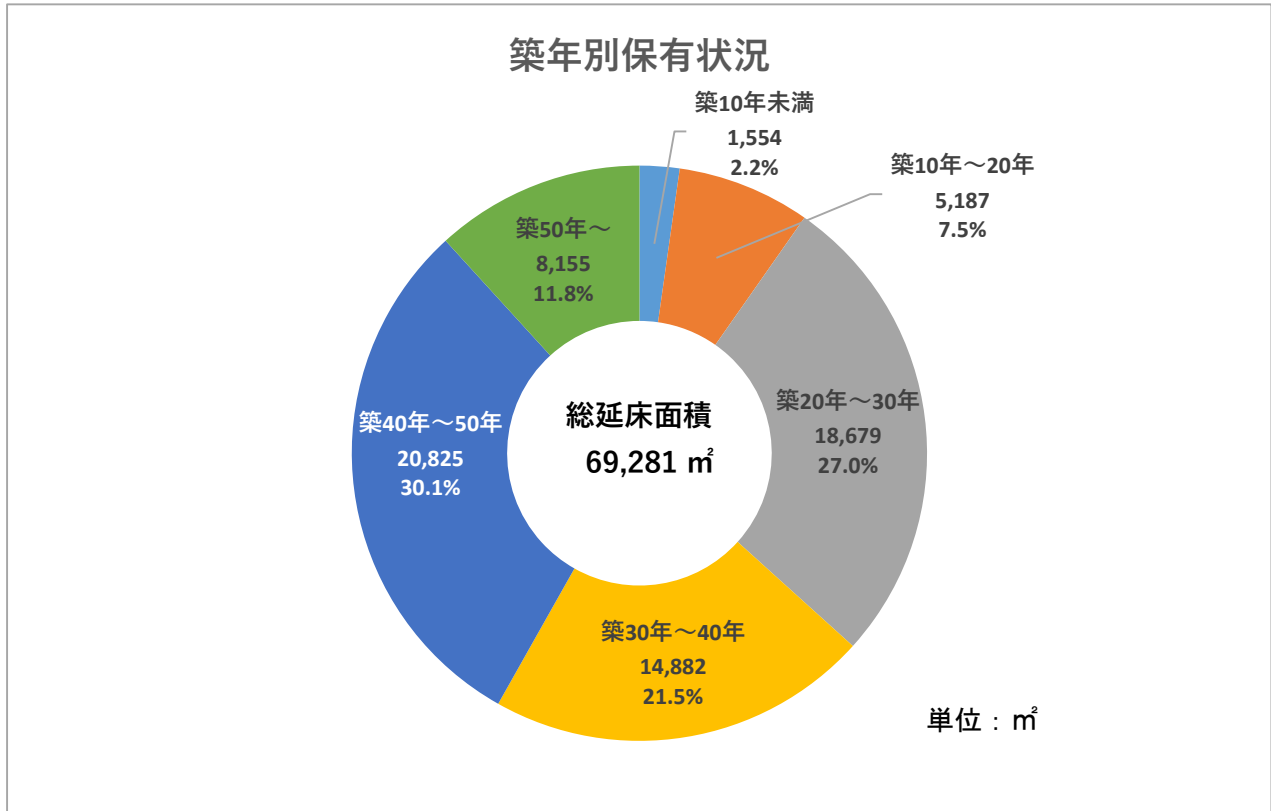
公共建築物の標準的な耐用年数の設定においては、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考にすると、建て替え時期は概ね50年から80年とされており、より長く効率的に施設を活用することを目指し、従来の新築、改築を中心とした施設整備事後保全から、計画的な修繕・改修による施設整備予防保全に切り替えることで長寿命化を図り、財政負担の縮減・平準化を行う必要があります。各施設の個別施設計画で検討した長寿命化等を行い、費用の平準化を図っていく必要があります。



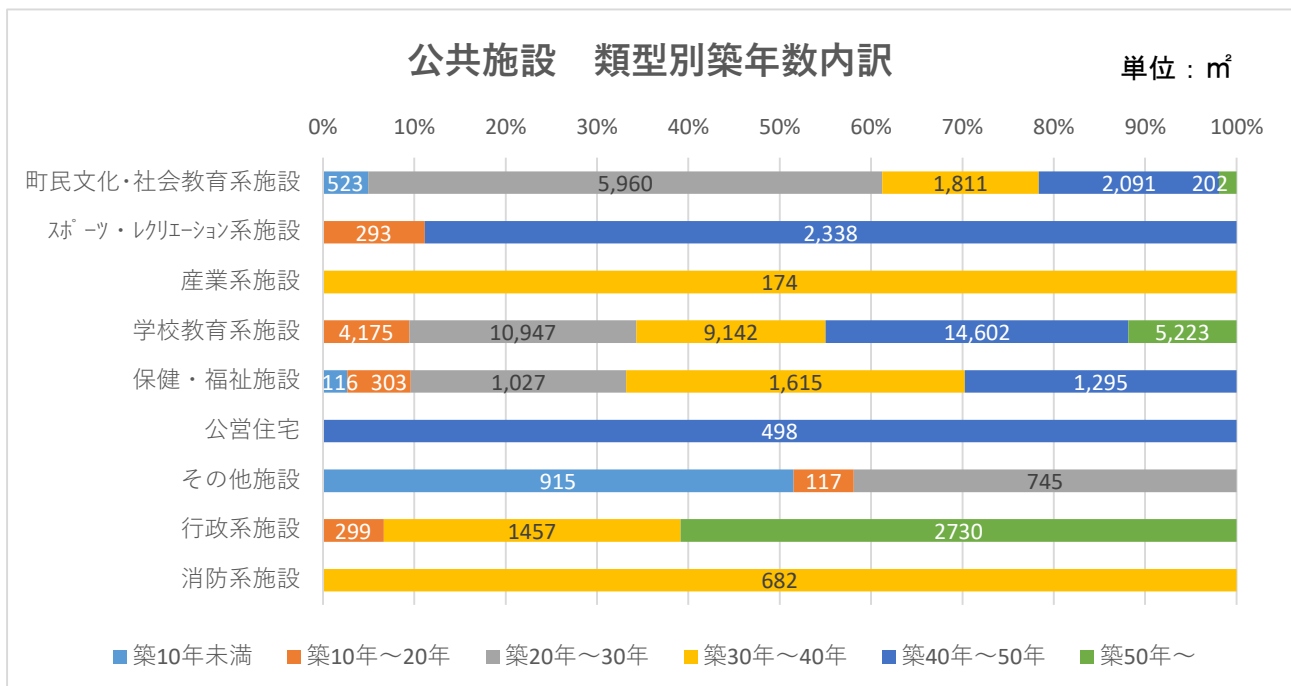
(3) 公共施設の築年別状況

本町は、1970年代及び1990年代中頃の長期にかけて多くの施設が建設されております。

築年別に10年ごとに分けると、築20年以上の建物割合は約90%であり、うち築30年を超える割合は約70%となっています。一般的な建物の耐用年数を考慮すると、およそ半分近くの建物が大規模改修等の保全経費が必要になることが分かります。



また類型別に築年数の内訳を見ると、延床面積の割合が最も大きな学校教育系施設については、およそ66%の建物が築30年以上であることが窺えます。



2.2.2 公共施設等の課題

(1) 公共施設の老朽化

本町の公共施設で築30年を超える施設は建物面積全体の約63%です。これらは優先的に老朽化対策を検討する必要がありますが、大規模改修には、相当な費用が見込まれるため、今後も使用していく上で必要となる維持管理費と利用度の対比も考慮しなければなりません。

公共施設の有形固定資産減価償却率¹は82%であり、その施設類型別の内訳は次のとおりです。

<公共施設>

公共施設の有形固定資産減価償却率

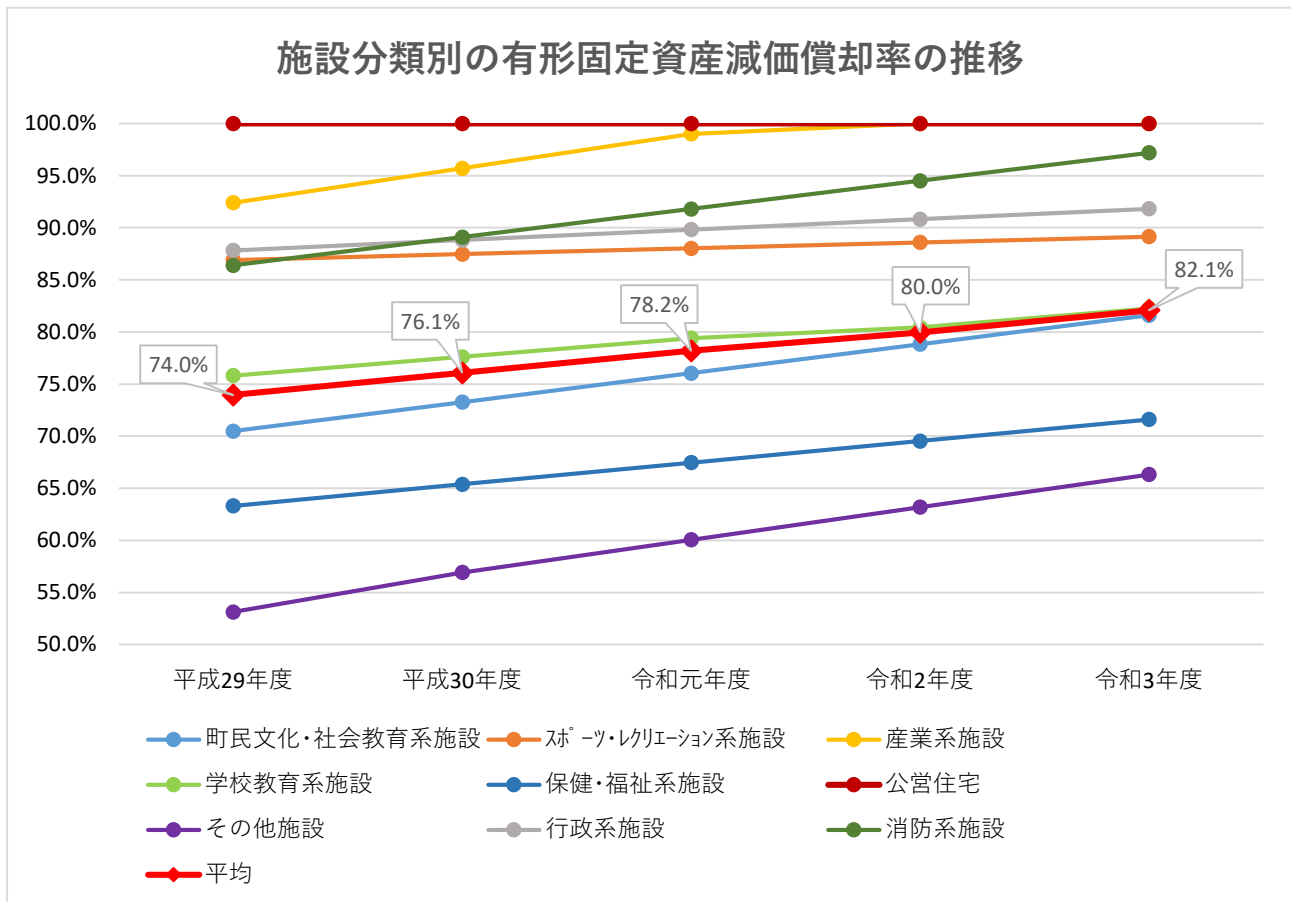
単位:百万円

施設類型	減価償却 累計額	取得金額	老朽化率
町民文化・社会教育系施設	3,762	4,610	81.6%
スポーツレクリエーション系施設	205	230	89.2%
産業系施設	19	19	100%
学校教育系施設	4,872	5,922	82.3%
保健福祉系施設	665	929	71.6%
公営住宅	68	68	100%
その他施設	78	118	66.3%
行政系施設	717	781	91.8%
消防系施設	119	123	97.2%
総計	10,505	12,800	82.1%

¹有形固定資産減価償却率：資産（建物）の減価償却累計額をその取得価格で除して算出される比率

(2) 施設分類別の有形固定資産減価償却率の推移

現在、町が所有する公共施設の有形固定資産減価償却率は、多くの施設分類で、上昇傾向にあります。



(3) 人口減少によるニーズの変化

少子高齢化の進行による人口減少に加え、年齢階層別の人口数及びその割合が変化することで、公共施設等の必要な規模の変化が予想されます。将来的には、学校教育系施設に対するニーズの減少や、保健福祉系施設に対するニーズの増加など、公共施設等全体に対するニーズの変化が想定されます。今後は、公共施設に求められる規模、役割及び機能の見直しなど公共施設等全般にわたる検証とともに、長期的な需要動向を勘案し、適切に対応する必要があります。

(4) 公共施設等を維持するための費用

① 現在要している維持管理経費

過去5年間に公共施設の維持管理に要した実績額は、以下のとおりです。

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
物件費	152,998	112,753	139,391	141,926	154,610
維持補修費	3,201	2,177	4,125	5,335	2,938
計	156,199	114,930	143,516	147,261	157,548

② 過去に行った主な対策の実績

平成29年度以降、修繕等の実施状況は、以下のとおりです。

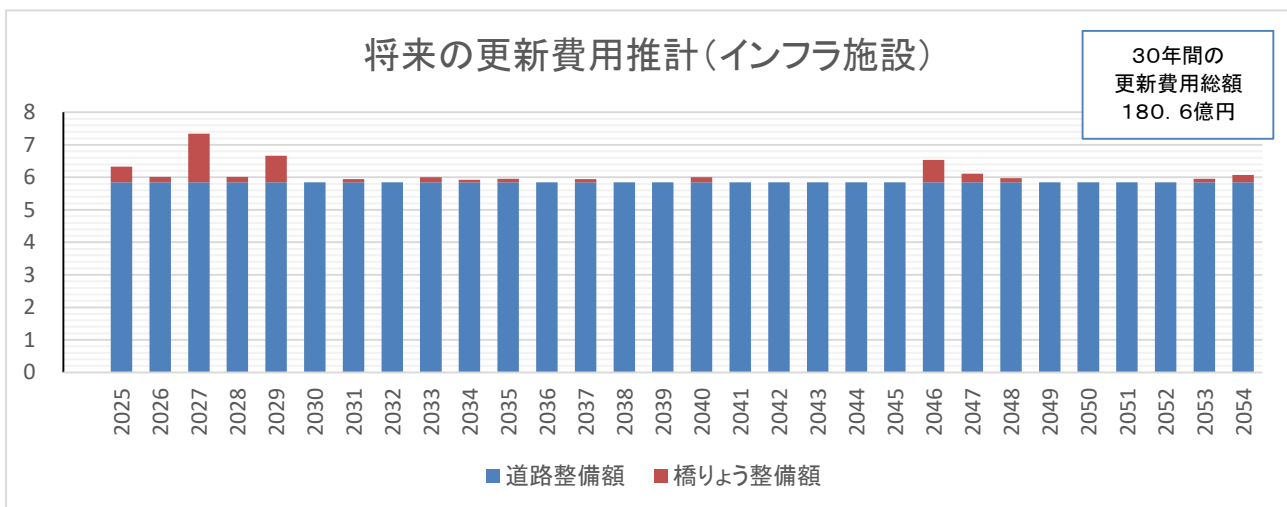
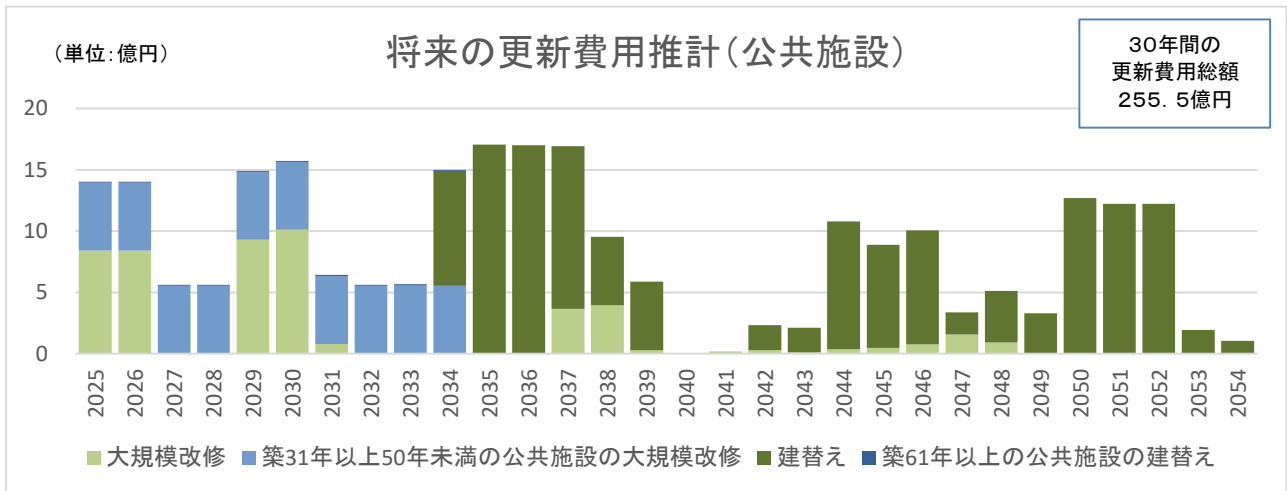
過去に行った主な修繕の実績

施設分類	施設名	内容	費用(千円)
平成29年度			
学校教育系施設	友沼小学校	大規模改修	261,608
学校教育系施設	野木中学校 体育館	天井改修	35,035
学校教育系施設	野木中学校 体育館	照明設備改修	22,194
その他施設	総合サポートセンター	耐震補強	7,047
その他施設	総合サポートセンター	屋根改修	11,727
その他施設	総合サポートセンター	内装改修	21,312
平成30年度			
学校教育系施設	野木第二中学校	天井改修	14,981
令和元年度			
スポーツ・レクリエーション系施設	野木町体育センター	屋上防水改修	26,510
学校教育系施設	友沼小学校 体育館	トイレ改修	1,204
学校教育系施設	新橋小学校	屋根等改修	7,205
学校教育系施設	新橋小学校 体育館	トイレ改修	1,204
学校教育系施設	南赤塚小学校 体育館	トイレ改修	2,112
学校教育系施設	佐川野小学校 体育館	トイレ改修	1,204
学校教育系施設	野木第二中学校	渡り廊下防水改修	1,458
令和2年度			
学校教育系施設	新橋小学校	トイレ改修	114,015
学校教育系施設	佐川野小学校	トイレ改修	61,082
学校教育系施設	野木中学校 体育館	トイレ改修	1,958
学校教育系施設	野木第二中学校	トイレ改修	75,878
学校教育系施設	野木第二中学校	渡り廊下スロープ	5,494
令和3年度			
町民文化・社会教育系施設	野木町公民館	トイレ改修	13,200
スポーツ・レクリエーション系施設	野木町体育センター	トイレ改修	5,038
5か年計			
			691,466

③ 更新費用の推計

令和4(2022)年現在の公共施設等を全て保有することを前提に、毎年かかる維持管理経費を除き、総務省ホームページから「公共施設等更新費用試算ソフト」(以下、総務省ソフト)を活用し、事業費ベースで更新費用(築後30年で大規模改修し60年で建て替え、ただし、築後50年以上経過した施設は、10年程度で建て替え時期となるため、大規模改修は行わない)を試算したところ、2054年までの30年間で約255.5億円、年平均約8.5億円が必要となります。

インフラ施設についても同様に各試算条件を基に算出したところ、2054年までの30年間で180.6億円、年平均約6億円が必要となります。



(注) 試算条件 (総務省ソフトより)

- ・今後新たな建設は行わないものと仮定。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

〈公共施設〉

- ・更新 (建替え) 費用の単価は、公共施設等の用途別に次のとおりとする。

町民文化系、社会教育系、行政系等施設	: 40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	: 36 万円/m ²
学校教育系施設	: 33 万円/m ²
公営住宅	: 28 万円/m ²

- ・大規模改修費用の単価は、公共施設等の用途別に次のとおりとする。

町民文化系、社会教育系、行政系等施設	: 25 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	: 20 万円/m ²
学校教育系施設	: 17 万円/m ²
公営住宅	: 17 万円/m ²

- ・令和5年時点で、更新年数を既に経過し、建替えられずに残っている場合は、更新費用を単年度に集中させないために、令和16年までの10年間で分散し、推計するものとする。

- ・令和5年時点で、大規模改修実施年数を既に経過し、大規模改修されずに残っている場合は、更新費用を単年度に集中させないために、令和16年までの10年間で分散し、推計するものとする。

〈道路〉

- ・道路の耐用年数は、舗装の打替えについて算出することとし、15年とする。全整備面積を耐用年数で割った面積を毎年更新していくものと仮定。

- ・道路の更新単価は、「道路統計年報2009」(全国道路利用者会議)で示されている平成19年度の舗装補修事業費(決算額)を舗装補修事業量で割り算出するものとし、次のとおりとする。

一般道路	: 4,700 円/m ²
自転車歩行者道	: 2,700 円/m ²

〈橋りょう〉

- ・橋りょうの耐用年数は60年とし、これを経た年度に更新するものと仮定。

なお、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新するが、それ以外の構造のものは、PC橋として更新するものとする。

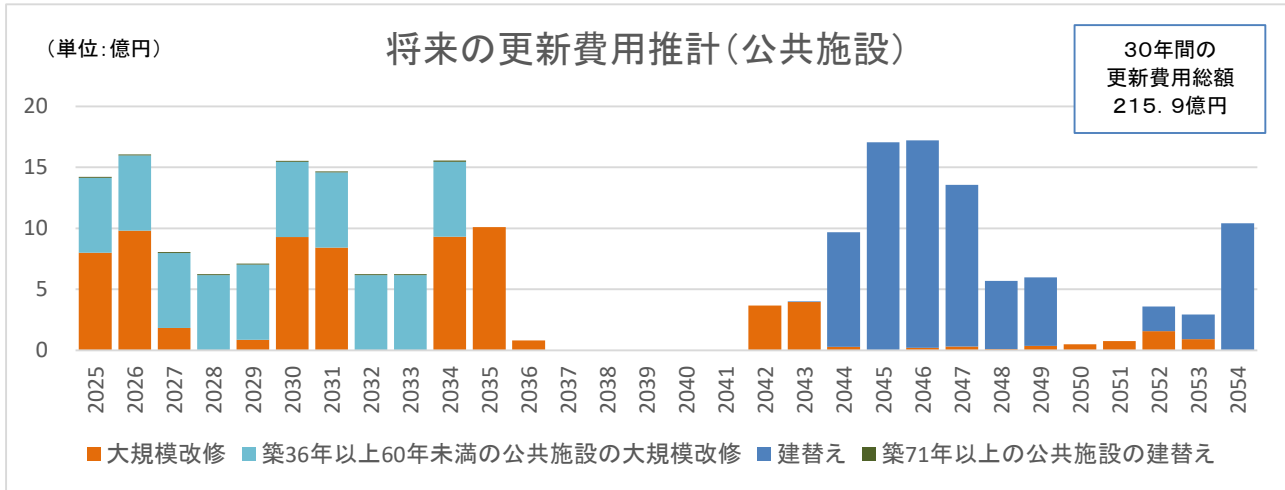
- ・令和5年時点で、更新年数を既に経過し、更新されずに残っている場合は、更新費用を単年度に集中させないために、令和10年までの5年間で分散し、推計するものとする。

- ・橋りょうの更新単価は、道路橋の工事实績(道路橋年報)より構造別に算出するものとし、次のとおりとする。

PC橋	: 425,000 円/m ²
鋼橋	: 500,000 円/m ²

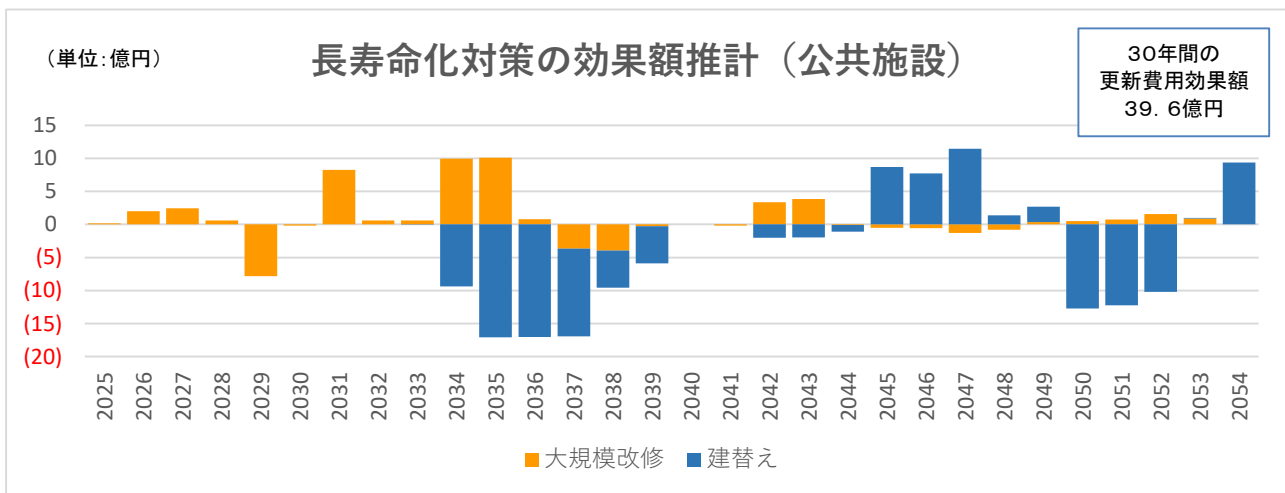
④ 長寿命化対策実施後の更新費用の推計

施設の長寿命化対策を図り、毎年かかる維持管理経費を除き、総務省ソフトを活用し、事業費ベースで更新費用（築後35年で大規模改修し70年で建替え、ただし、築後60年以上経過した施設は、10年程度で建て替え時期となるため、大規模改修は行わない）を試算したところ、2054年までの30年間で約215.9億円、年平均約7.2億円が必要となります。



⑤ 長寿命化対策の効果額

現施設を全て更新する場合と長寿命化対策を図る場合とを比較した長寿命化対策の効果額は、令和35(2054)年までで約39.6億円、年平均約1.3億円の削減となります。



グラフは「④長寿命化対策実施後の更新費用の推計」から「③更新費用の推計」を除いた費用の積上げであり、縦軸中央の「0」を下回る数字が大きいほど、長寿命化対策の効果が得られることを示しています。

第3章 公共施設等のマネジメント

3.1 基本方針

現行の公共施設等は老朽化しつつあり、今後は老朽化に対する対応の必要性が加速していくことが見込まれます。

大量の公共施設等が老朽化している中で、耐震性能の付加など公共施設等の品質の保持や長寿命化のための大規模改修等の計画的な保全が必要であり、これについては、「第三期野木町耐震改修促進計画（令和3年3月策定）」により既に取組んでいるところですが、さらに推進していく必要があります。

公共施設等は、複合化や民間施設としての利用など、総量を削減してもその機能を維持できるような工夫し、また、中長期的に費用の平準化を行うなど持続可能な財政運営を行うことが必要です。そして次の世代に、より良い公共施設等を繋いでいかななくてはなりません。

そのために、公共施設等の機能、あり方について検証し、創造していくことが本町の公共施設等のマネジメントです。

しかし一方、道路や橋梁などのインフラは、町民の日常生活や経済活動にかかせないものであり、大規模災害時の救援や災害復旧活動等においても重要な基盤となるため、その削減には限界があります。また、道路や橋梁に、大きな予算を割り当てることになれば、その分公共施設の予算への影響から、最低限必要な公共施設も維持できなくなることも考えられます。

公共施設の機能とインフラとのバランスのとれた維持を図りつつ、総合的見地から公共施設等のあり方を検証し、そのマネジメントを成功へ導くためには、町民との協働を重視した手法が重要となります。

<基本コンセプト>

持続可能な公共サービスを提供する

<基本方針>

公共施設の管理

- 1 量の適正化
- 2 持続可能なコスト管理
- 3 適正な管理運営

インフラの管理

- 1 安全・安心の確保
- 2 変化に応じた最適化
- 3 持続可能なコスト管理

3.2 マネジメントの実施方針

従来からの維持修繕を中心とする取組だけでは、費用平準化で一定の効果は期待できるものの、更新問題を解決するには十分ではありません。そのため、マネジメントの基本方針を、「総量の適正化」、「中長期的なコスト管理」、「効果的・効率的な管理運営」とし、総量の適正化を最優先に考え、そのうえで維持修繕・長寿命化などの様々な取組を計画的に推進します。

<実施方針>

① 点検・診断等の実施方針

施設管理者による点検等を実施するとともに、その履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活用していきます。

② 維持管理・更新等の実施方針

長期にわたって使用できる公共施設等の形成を目的とし、施設全体の状況を点検・評価しながら、予防保全型の修繕を行い、大規模改修や更新（建替え）の周期を長期化する「長寿命化」となるよう、計画的な維持修繕を行います。

③ 安全確保の実施方針

点検等により高度の危険性が認められた公共施設等については、早急に安全確保のための対策を実施します。

不特定多数の町民が利用する、または地区の拠点となる公共施設等を中心に、災害時等の拠点施設としての機能を含めた安全性の確保を推進します。

④ 耐震化の実施方針

野木町耐震改修促進計画においては、防災上重要となる建築物は全て耐震化されております。

今後、インフラ資産を含めた耐震化が実施されていないものに優先順位をつけ、耐震改修等を実施します。

⑤ 長寿命化の実施方針

計画的な維持管理・修繕等を行い、長寿命化を推進することにより、コストの平準化及び公共施設の延命化を図ります。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修、更新については、人にやさしいユニバーサルデザインへの配慮に努め、高齢者や障がい者、外国人など多様な利用者を考慮し、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

⑦ 脱炭素化の推進方針

本町では、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すべく「ゼロカーボンシティ」を宣言しております。公共施設等についても、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進します。

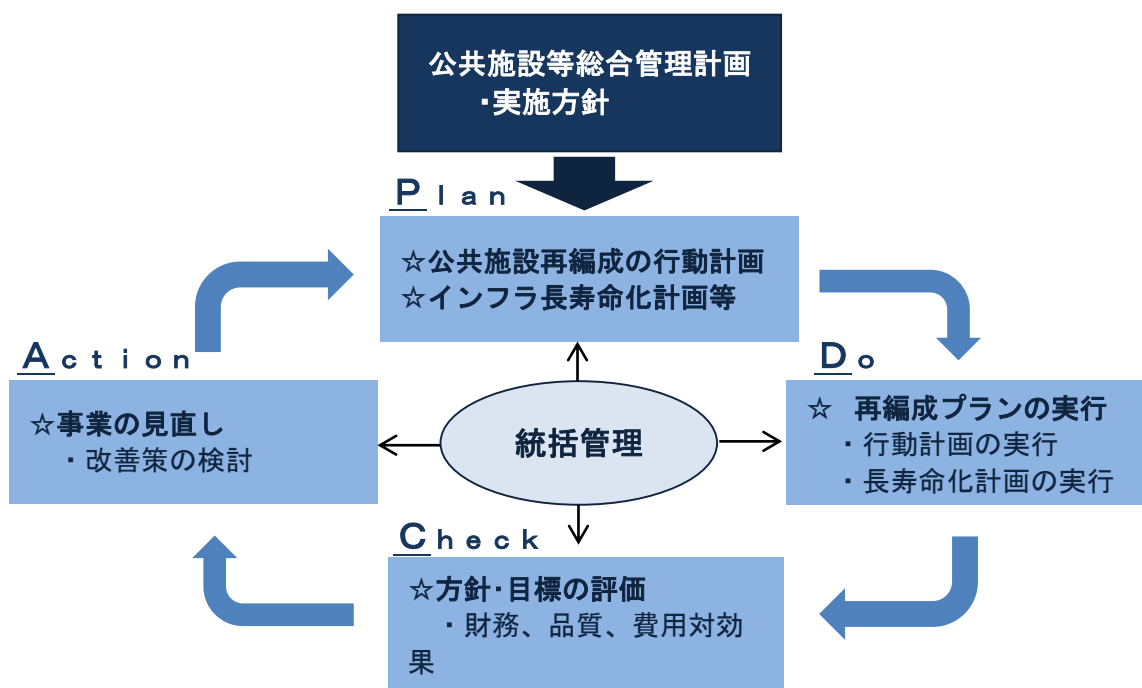
⑧ 統合や廃止の実施方針

人口構成の変化や公共施設の潜在需要等を踏まえ、施設の統廃合、新設、広域化などを検討し、施設の需要と供給の適正化を図ります。

⑨ PDCAサイクルの推進方針

公共施設等マネジメントを着実に進めていくためには、PDCAサイクル（「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」）を活用した業務サイクルを定着させることが重要となります。

本計画に基づき具体的な公共施設等再編成の行動計画を段階的に策定するため、定期的に施設タを更新し、データに基づく客観的な評価を行います。また、インフラについては、個別施設毎のインフラ長寿命化計画等を作成します。これらの行動計画等を再編成プランとして実行し、その取り組み効果の検証を行い、必要に応じて計画の改定を行います。このような流れで公共施設等マネジメントの確実な推進を図ります。



第4章 分類別の基本方針

公共施設等のマネジメント方針を踏まえ、施設分類ごとの基本方針を以下のとおり設定します。

4.1 公共施設の基本方針

基本的な方針については、施設分類の特性を見定め、ライフサイクルコストを縮減するとともに、総量抑制を最優先に考え、長寿命化などの様々な取組を計画的に推進していきます。

施設分類	基本方針
町民文化・社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時において、適正規模・適正配置の検討をする ・計画的な予防保全による長寿命化を検討する ・運営形態の見直しを検討する
スポーツ・レクリエーション系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時において、適正規模・適正配置の検討をする ・計画的な予防保全による長寿命化を検討する
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時において、適正規模・適正配置の検討をする ・計画的な予防保全による長寿命化を検討する
学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時において、適正規模・適正配置の検討をする ・計画的な予防保全による長寿命化を検討する ・稼働率の低いスペースの利用方法を検討する
保健福祉系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時において、適正規模・適正配置の検討をする ・計画的な予防保全による長寿命化を検討する ・民間活力の導入を検討する ・稼働率の低いスペースの利用方法を検討する ・運営形態の見直しをする
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による長寿命化を検討する
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時において、適正規模・適正配置の検討をする ・計画的な予防保全による長寿命化を検討する ・民間活力の導入を検討する
行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時において、適正規模・適正配置の検討をする ・計画的な予防保全による長寿命化を検討する ・民間活力の導入を視野に入れる ・施設の集約・統合化を検討する
消防系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時において、適正規模・適正配置の検討をする ・計画的な予防保全による長寿命化を検討する ・運営形態の見直しをする

4.2 インフラの基本方針

インフラについては、先述の通り総量の削減は現実的ではないため、全体的なメンテナンスに関する方針および予防保全の導入による長寿命化を進めていきます。

分類	基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none">・計画的な予防保全による長寿命化を検討する・ライフサイクルコストを削減する・交通量等の変化に応じ、施設整備計画の策定・見直しを検討する・点検・設計・補修のメンテナンスサイクルを進める
橋梁	<ul style="list-style-type: none">・計画的な予防保全による長寿命化を検討する・ライフサイクルコストを削減する・個別の長寿命化計画を策定・検討する・点検・設計・補修のメンテナンスサイクルを進める